

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊静内駐屯地
第 3 2 4 会計隊静内派遣隊長 舟守 慎太郎

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
2LY610501270		2MN51A20079 0001								
品 名 または 件名										
L E Dベースライト ほか1件										
部 品 番 号 または 規 格										
パナソニック 埋込X F L 3 1 9 C V L E 9										
使 用 器 材 名										
数 量	単 位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
126.00	UN									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
陸上自衛隊静内駐屯地				静内駐業 管理科 長根事務官 3 1 8						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
陸上自衛隊静内駐屯地電気				令和5年3月31日（金）						

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊静内駐屯地第 3 2 4 会計隊静内派遣隊及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和4年12月21日（水）10時00分 駐屯地 業務隊会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - イ 全省庁統一資格申請において「物品の販売」の「D以上」の格付を有する者。
 - ウ 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
 - エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - オ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
- (2) 契約条項を示す場所
- 陸上自衛隊静内駐屯地 第 3 2 4 会計隊静内派遣隊
- (3) 競争入札執行の場所、日時
- ア 場 所：陸上自衛隊静内駐屯地
 - イ 日 時：令和 4 年 1 2 月 2 1 日（水）1 0 時 0 0 分
再度入札は、官側の指定する日時とする。
- (4) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、落札価格の 1 0 0 分の 1 0 以上を違約金として徴収する。
- (5) 入札の無効
- ア 第 2 項に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
 - イ 入札に関する条項に違反した入札
 - ウ 入札開始時刻に遅れた者の入札

エ 入札金額、入札者の氏名及び押印又は担当者連絡先が判別し難い入札

オ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

カ 電話による入札

(6) 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

(7) 落札決定方式

総額により決定する。落札決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札(見積)者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札(見積)書に記載すること。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

(8) その他

ア 郵便による入札は認める。郵便による際は封筒には「LEDベースライトほか1件入札書」と明記するとともに12月20日(火)17時までに第324会計隊静内派遣隊へ必着させること。

この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

イ 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

ウ 入札に参加する者は「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

エ 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。

オ 入札者は次の文面を入札書に記載し、暴力団排除に関する誓約をするものとする。

「当社(私・個人の場合)、当団体(団体の場合)は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

ク 入札、契約事項に関する問い合わせ先及び電子メールアドレス

陸上自衛隊静内駐屯地 第324会計隊静内派遣隊 (担当:高橋)

TEL:0146-44-2121(内線349)

FAX:0146-44-2121(内線352)

電子メール:432fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

ケ 規格等に関する問い合わせ先

陸上自衛隊静内駐屯地 業務隊補給科 (担当:長根)

TEL:0146-44-2121(内線318)

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

静内駐屯地第324会計隊静内派遣隊

北部方面会計隊HP: <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

イ 掲示期間

令和4年12月2日(金)~令和4年12月21日(水)

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ （1）及び（2）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（1）又は（2）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。